

【参考資料】

関東地方整備局における『発注機関の取組』及び
『発注機関及び工事施工者が協力した取組』について



令和8年6月24日

関東地方整備局 企画部

建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】

【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

(1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

(1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

(1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2~1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

(1-6) 適切な設計図書を作成

(1-7) 労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

(2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

(2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

(3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

(4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

(4-3) 好事例の横展開【新規】

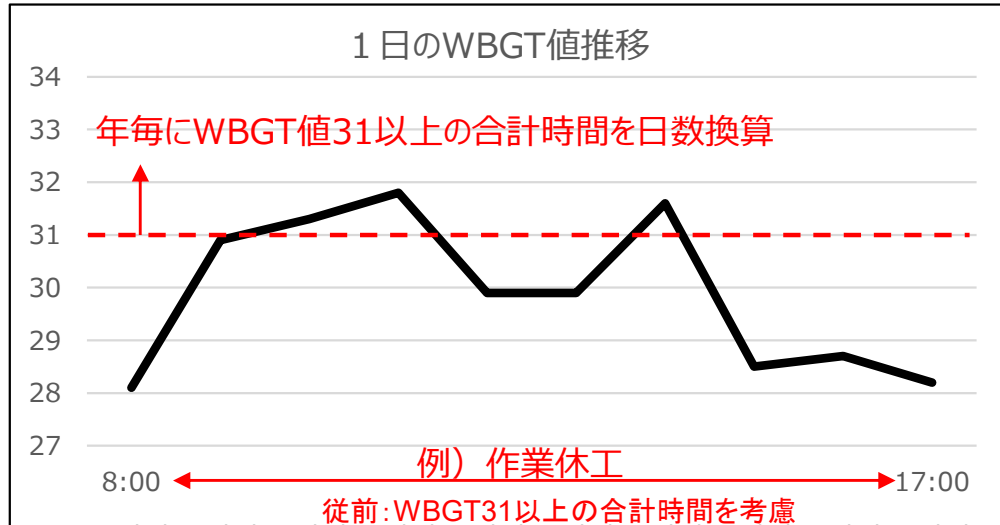
中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

熱中症対策等に資する制度運用の柔軟化(工期の延長変更)

- 令和5年度より、「天候等による作業不能日」として、猛暑日日数(年毎にWBGT値31以上の合計時間を日数換算し、5か年分を平均したもの)を雨休率に加味し、工期(官積算)を設定。
- 天候等を理由に、官積算で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、実態に応じて工期変更を行うほか、工期延長日数に応じて精算。

■官積算で見込んでいる「天候等による作業不能日(猛暑日日数)」



年毎にWBGT値31以上の合計時間を日数換算し、5か年分を平均したものを猛暑日日数として、雨休率に加味。



■実態に応じた工期変更等

実際のWBGT値の時間数に関わらず、猛暑を理由に、官積算で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、実態に応じて工期変更を行うほか、工期延長日数に応じて精算。

■特記仕様書記載例

第〇条 工期

1. 工期は、雨天、休日等〇〇日を見込み、契約の翌日から令和〇〇年〇月〇日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	〇日間
②後片付け期間	〇日間
③雨休率(実働工期日数に休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 実働日数×係数)	〇. 〇
④地元調整等による工事不可期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日	〇日間
⑤ . . .	
⑥ . . .	

※雨休率を算出した際の日換算した年間の「天候等による作業不能日」は以下の通りである。(当該工事の作業不能日ではない。)

- イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日: 〇〇日間
- ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数: 〇〇日間
(少数第1位を四捨五入し整数止めし日数換算した日数)

過去5か年(20〇〇年~20〇〇年)の気象庁(〇〇観測所)及環境省(〇〇地点)のデータより年間の平均発生日数を算出(雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日)

2. 著しい悪天候や気象状況により、工程(官積算)で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

熱中症対策等に資する現場環境の改善費用の充実

- 従来、国土交通省直轄工事の積算では、ミストファン等の設備対応を**共通仮設費(現場環境改善費)**、経口補水液・空調服等の労務管理にかかる費用を**現場管理費(真夏日の日数に応じて補正)**にて計上。
- 工期設定では、猛暑日を考慮して設定。想定以上に猛暑日が確認された場合、適切に工期変更(延長)を行い、工期延長日数に応じて増加費用を計上。
- 令和7年度より、「現場環境改善費」(率計上)から避暑(熱中症対策)・防寒対策費を切り離し、令和8年度より熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」(率計上)の100%を上限に、設計変更を実施。

< 共通仮設費(現場環境改善費) >

より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充たを強化。

現行

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 等
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報機等)
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 等

計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=56.6 \cdot Pi^{-0.174}$	$i=39.9 \cdot Pi^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73	0.71

+

実施する内容(積み上げ計上分)

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

改定

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 等
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の充実 等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 等
地域連携	1. 広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2. 見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 等

計上費目ごとに1内容ずつの**合計4つ**の内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=45.9 \cdot Pi^{-0.175}$	$i=32.5 \cdot Pi^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38	0.57

+

実施する内容(積み上げ計上分)

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の**100%**を上限とする。

【宇都宮国道】熱中症対策等に資する猛暑を避けた工事発注

- ・猛暑による作業環境などが影響し、業界の魅力低下、ひいては働き方改革・担い手確保について懸念。
- ・建設業協会より猛暑の現場作業が若手リクルートの障害との問題提起と官民挙げた猛暑対策について強い要望。
(令和6年12月「栃木県建設業協会との意見交換会」)



宇都宮国道では舗装工事において、**猛暑期間(7月～8月)に現場作業を休工**(内業または準備期間)する取り組みを**試行的に実施**。

※ R5～6年度の舗装工事にて受発注者間協議のもと2件実施

＜猛暑期間を避けた舗装工事のイメージ＞

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
全体	★契約									★検査	★支払い
A工区	準備等		舗装工事								
B工区					準備等	舗装工事	片付				

猛暑期間の現場作業休工

※参考
試行工事では、下記の取り組みも実施
①夜間施工を昼間施工に変更
②ICT施工を実施
(3D起工測量、路面切削半自動)

～現場(受注者、作業者)の声～

- ・会社 : 猛暑期間を避けることにより、**社員の健康管理や働き方改革に寄与**。
- ・会社 : **猛暑期間の現場管理が不要**いため、**会社の社員旅行を秋から7月に変更**し全員参加が出来た。
- ・作業者 : 作業員の高齢化により、猛暑期間を避けることは**心身ともに非常に良い取り組み**。
- ・作業者 : 繁忙期を避けるなど**夏休み取得時期の自由度が広がった**(従来はお盆シーズンのみ)。

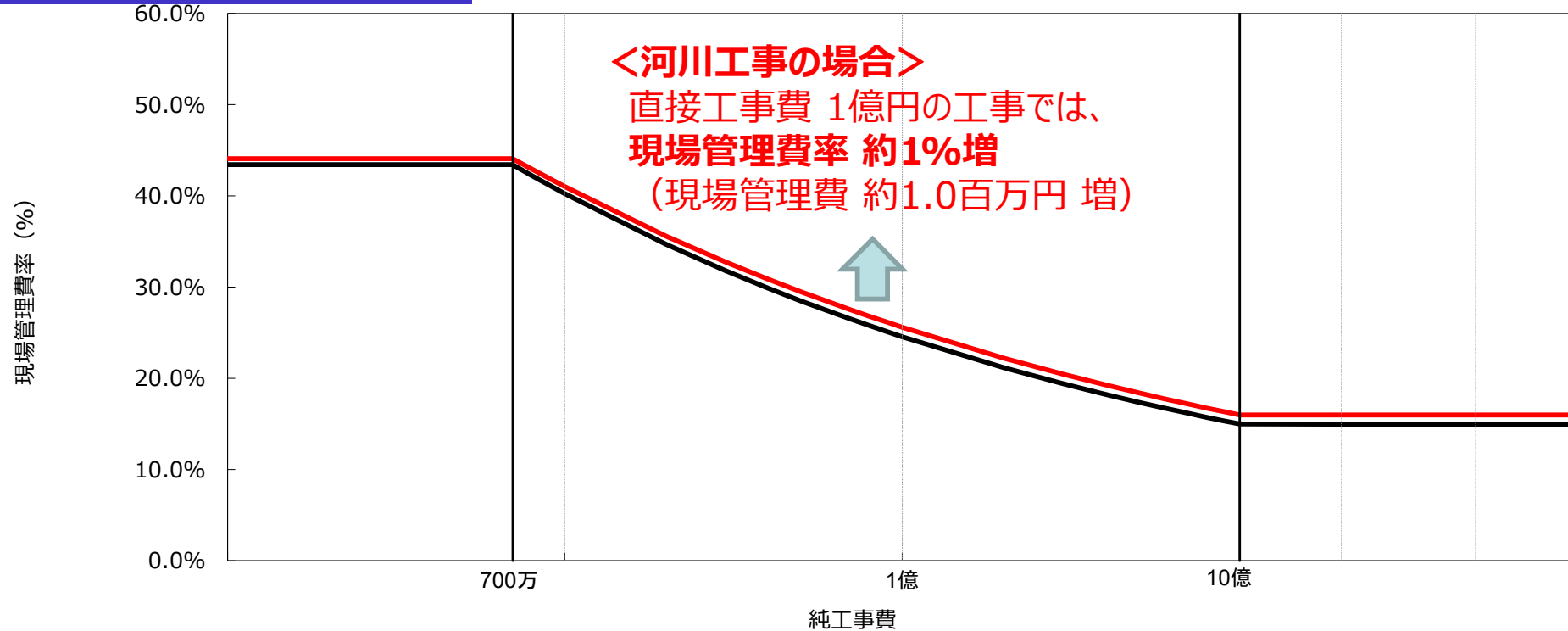
○その他のメリット

- ・猛暑期間を避けて施工(舗装温度50度以下で交通開放)することで、**舗装の品質管理にも寄与**。

- 取組み実施に当たって、宇都宮国道では原則、以下を特記仕様書に明示。
「本工事は、**働き方改革、熱中症予防の一環として、猛暑期間(7～8月)の現場施工を回避することについて、監督職員と協議を行うことができる。**」
- 令和7年6月現在、特記記載の契約済み16工事中6工事において、受注者が猛暑期間を回避する取り組みを実施(予定含む)。

○ 最新の実態を踏まえ、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映

現場管理費率の改定イメージ



【現行】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
43.43%	$1,276.7 \times Np^{-0.2145}$	14.98%



【改定】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
44.05%	$1,118.2 \times Np^{-0.2052}$	15.91%

一般管理費等率の改定

- 最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定。
- 引き続き、適正な利潤が確保されるよう実態調査を継続していくとともに、公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、賃金・労働時間等の実態調査の取組を強化していく。

一般管理費等率の改定



【現行】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
23.57%	$-4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101$	9.74%

【改定】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
25.13%	$-5.21826 \times \text{LOG}(C_p) + 60.08343$	10.63%

Cp : 工事原価(円)

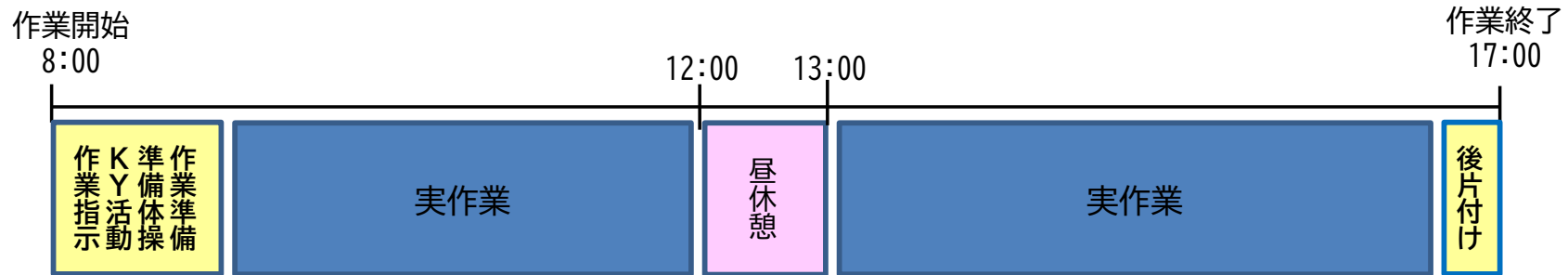
※前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

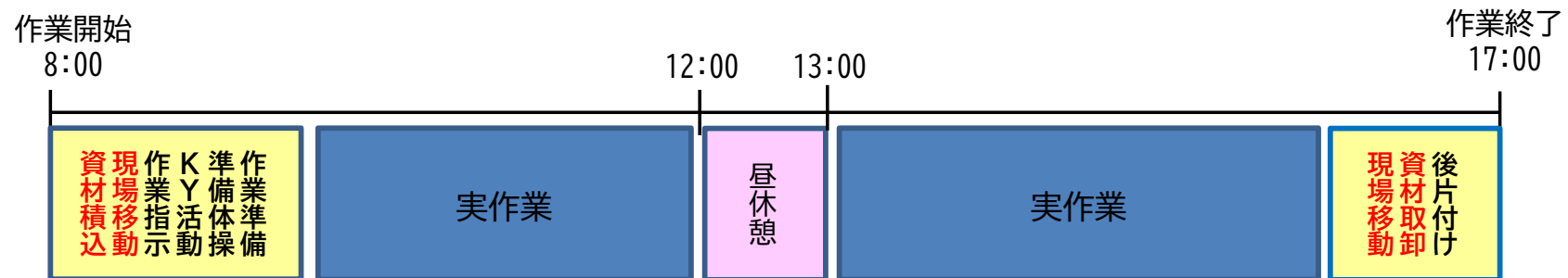
時間外労働の上限規制対応【移動時間を考慮した歩掛の改正】

- KY活動や準備体操、現場内の移動時間や後片付け等は一日の作業時間（就業時間）に含まれており、標準歩掛においても適切に反映されている。
- 路上工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事において、別途設けられた資材基地から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和4年度に調査表の全面見直しを実施。
- 令和7年度は、路上工事だけでなくトンネル工事や砂防工事等においても同様の傾向が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間を踏まえた作業時間（イメージ）



路上路盤再生工など11工種で、現場移動等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R8年度歩掛改正に反映

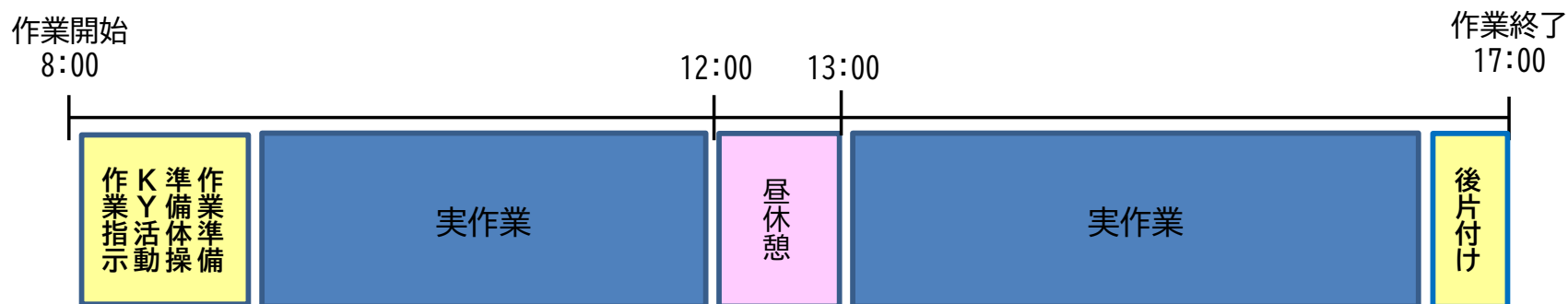
半たわみ性（コンポジット）舗装工、伸縮装置工（鋼製）、トンネル漏水対策工、濁水処理工（一般土木工事）、地すべり防止工（ふとんかご）、路上路盤再生工、トンネル濁水処理工、トンネル工（NATM）[発破工法]、トンネル補修補修工（ひび割れ補修工）低圧注入工、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、笠コンクリートブロック据付工、

移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

時間外労働の上限規制対応【建設機械の回送時間を考慮した歩掛の改正】

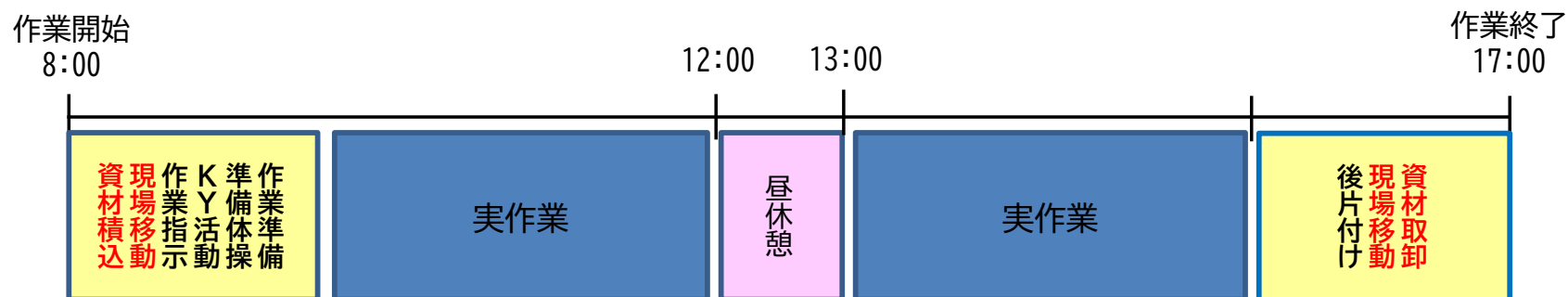
- 令和6年度より、建設機械を日々回送して使用する工種において、日当たり施工量に変動が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間の増加により変化した作業時間（イメージ）

※日々回送する移動式クレーン



移動式クレーンを日々回送している3工種において、クレーンを用いた作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。 ⇒ 令和8年度歩掛改正に反映

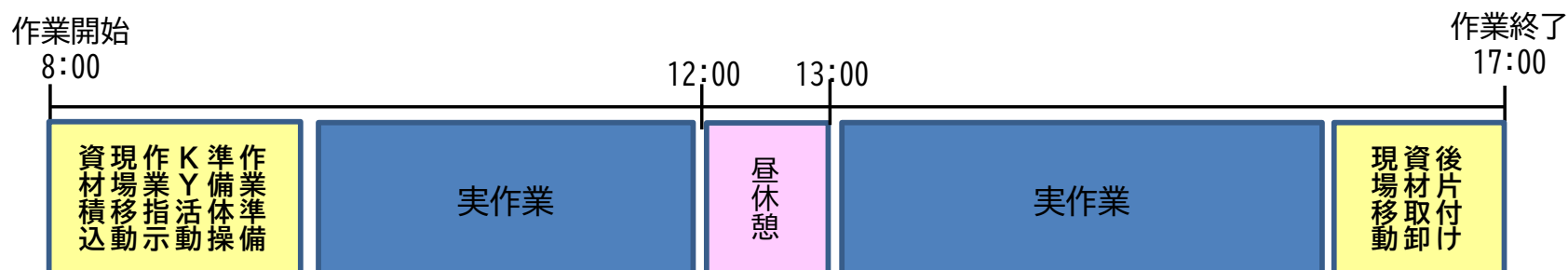
トンネル工（NATM）仮設備工（防音扉工）、PC橋架設工（架設機械据付・解体）、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）

移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

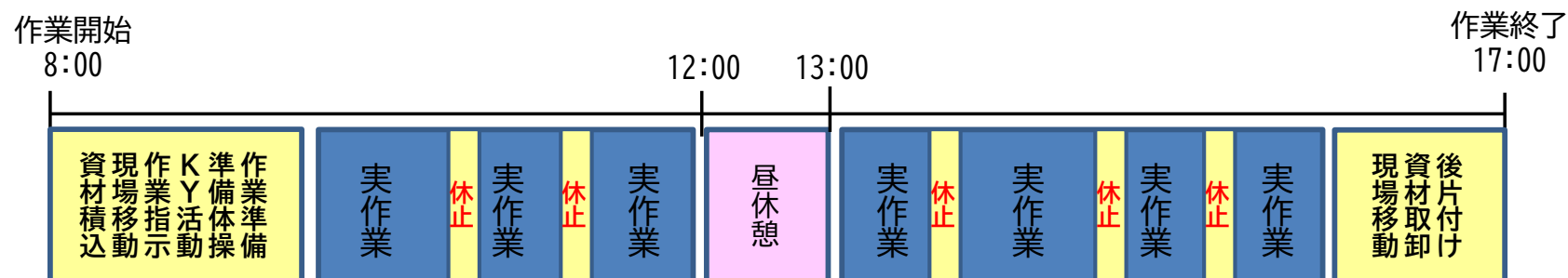
作業休止時間を考慮した歩掛の改定

- 建設現場の作業管理として行われている**作業休止時間（振動作業対策、腰痛予防対策や熱中症予防対策など）が増えた**ことにより、実作業時間に減少している傾向が見られたため、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■作業休止時間・手待ち時間を踏まえた作業時間（イメージ）



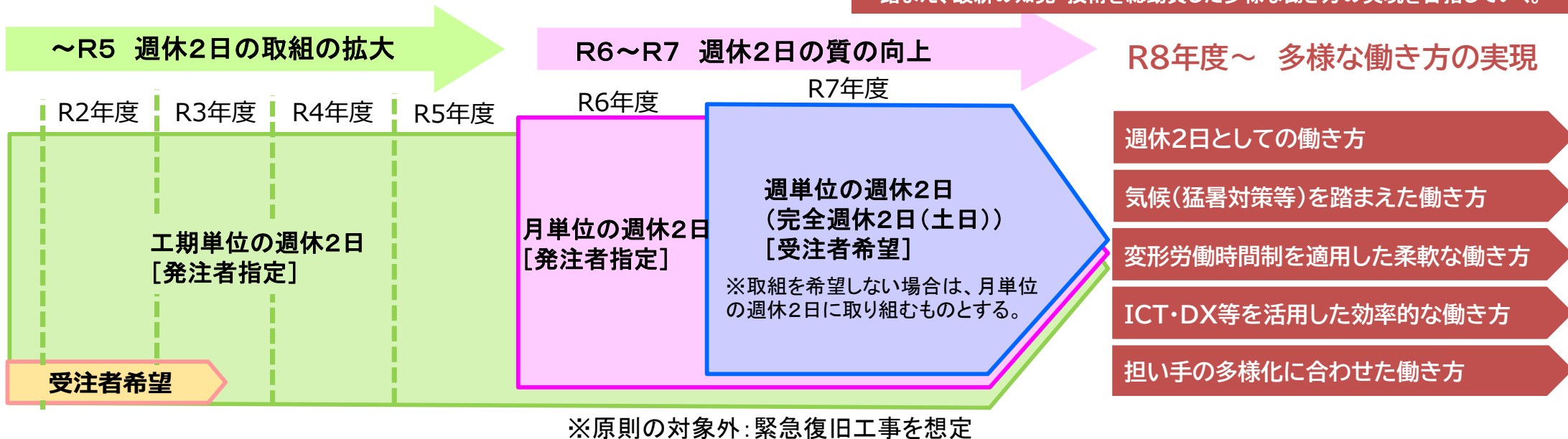
鉄筋工や仮囲い設置撤去工など**6工種**で、作業休止時間等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R8年度歩掛改正に反映

鉄筋工、仮囲い設置撤去工、土のう工、路上路盤再生工、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、笠コンクリートブロック据付工

参考_これまでの週休2日の推進と多様な働き方の実現に向けた支援

これまでの週休2日の推進と多様な働き方の実現に向けた支援

- ・直轄工事における試行を通じて建設業は完全週休2日を含む週休2日が可能な業界であることを確認。
- ・他方、地域の実情や現場の状況等により多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していく。



R7年度の週休2日補正係数 (現場閉所)

工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
補正無し	労務費: 1.02 共通仮設費: 1.01 現場管理費: 1.02	労務費: 1.02 共通仮設費: 1.02 現場管理費: 1.03



R8年度は週休2日制適用工事の試行完了に伴い補正係数は廃止

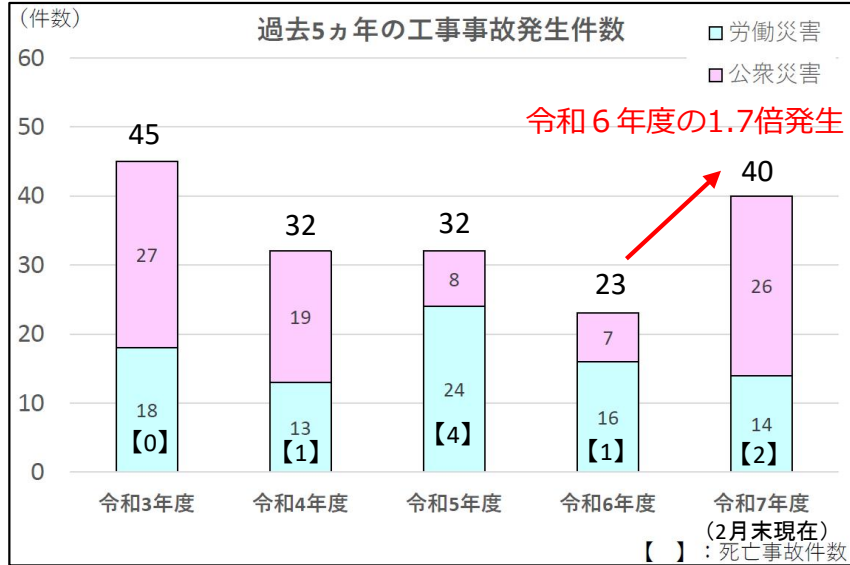
週休2日に係る工事成績評点 (現場閉所)

R6年度	R7年度	R8年度
加点: 土日を休日とする週休2日を実施した場合は加点 減点: 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点	加点: なし 減点: 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点	加点・減点なし (週休2日制適用工事の試行完了)

関東地方整備局 令和8年度重点的安全対策（概要版）

1. 重点的安全対策とは

工事事故の発生状況を踏まえ、重点的に安全対策を行う事項を設定することで、工事関係者に工事事故防止に努めていただくことを目的としています。令和7年度（2月末現在）の工事事故発生件数は、前年度23件と比較して1.7倍に増加し40件発生、労働災害では2件の死亡事故が発生するなど、引き続き工事事故防止の取組が必要です。



3. 重点的安全対策として実施すべき内容

重点的安全対策の事故発生形態毎に、具体的に実施すべき内容を設定し、現場作業員一人一人への周知徹底をお願いしています。

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

(R7発生割合 28% 11件/40件)

II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

(R7発生割合 13% 5件/40件)

III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

(R7発生割合 8% 3件/40件 ※死亡事故1件) ※過去3カ年 14件/95件

IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

(R7発生割合 8% 3件/40件) ※過去3カ年 9件/95件

V. 地下埋設物の損傷事故防止

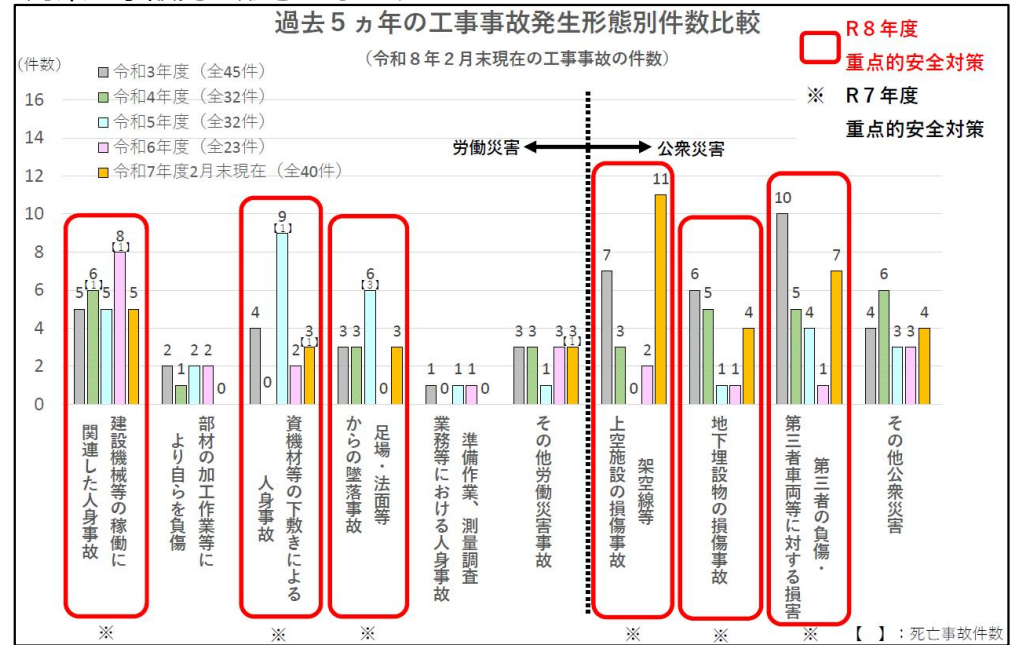
(R7発生割合 10% 4件/40件)

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

(R7発生割合 18% 7件/40件)

2. 工事事故の発生形態

工事事故には、様々な発生形態があります。事故が多発している発生形態や重大事故につながる恐れのある事案を考慮し、令和8年度の重点的安全対策の事故発生形態とします。



4. 令和8年度の重点的安全対策のポイント

令和7年度は「架空線等上空施設の損傷事故」が多発しております。バックホウの移動時や旋回時に、誘導員が未配置、または配置されていたが誘導員とオペレータの連携不足により、アームやブームを架空線等に接触・切断させる事案が多く発生していることから、架空線等上空施設周辺における建設機械等の作業時（移動含む）は、

- ・誘導員は、架空線等上空施設から安全な離隔距離を確保した上で建設機械等を誘導することを徹底
- ・オペレータは、誘導員の合図に従って運転操作することを徹底
- ・当該作業開始前に、合図・誘導方法・誘導位置等の再確認を徹底

について、

また、死亡事故発生をふまえ、

- ・施工計画の作成にあたっては、現場状況に応じ、事前に地形や地質等を十分把握すること
- ・工事現場出入口における工事車両の出入りに伴う交通事故防止

について、

令和8年度より新たに実施すべき内容として追加しています。

※赤字は令和8年度に追加した内容

重点的安全対策として実施すべき主な内容

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

① 事前確認及び周知・指導の徹底

・種類、位置等を確認するとともに、チェックリスト等を用いて、オペレータ・誘導員等の作業員へ周知、指導を徹底する。

② 目印表示等の設置

・架空線に注意が向くよう目印表示や看板等を設置する。

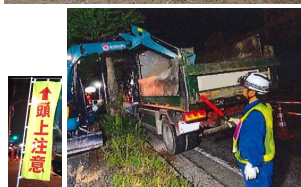
③ 適切な誘導

・誘導員を配置し、合図・誘導方法・誘導位置を定めて誘導する。
 ・オペレータは、誘導員の合図に従って運転操作することを徹底。
 ・当該作業開始前に合図・誘導方法・誘導位置等の再確認を徹底。

④ アーム・荷台等は下げて移動

・必ずアームや荷台・ブームを下げて移動する。

【架空線対策】



II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

① 適切な施工機械の選定及び使用

・適切な施工機械を選定し、機械の取扱説明書等を遵守する。

② 誘導員の配置

・誘導員を適正に配置する。

③ 作業員に対する作業方法の周知

・必要な作業手順を周知徹底する。
 ・定置式建設機械等の使用時における「歯車、ベルト、チェーン等、接触により作業員に危険を及ぼすおそれのある部分」には、覆いや柵を設ける等、危険を防止するための措置を講じる。

④ 点検・清掃時の安全確保

・点検・清掃中に誤って機械が作動又は移動しないような措置を講じる。

【センサーによる接触防止】



III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

① 危険性の調査等（リスクアセスメント）の実施と安全管理活動の徹底

・現場における作業行動その他業務に起因する危険性の調査（リスクアセスメント）等を実施し、その結果に基づいた労働災害を防止するために必要な措置を施工計画や作業手順に反映。

② 現場条件に応じた措置の実施

・施工計画は、現場条件に応じ、事前に地形や地質等を十分把握した上で、工事の安全施工が確保されるよう作成し、現場条件と施工計画とが一致しない場合は、速やかにその原因を調査分析し、現場条件を考慮した施工計画に変更し、適切な施工管理に努める。

③ 飛来落下等の防止対策の徹底

・防網設備の設置、立入区域の設定等、飛来落下等による危険防止措置を講じることを徹底。
 ・物体の飛来落下等の危険を防止するために保護帽を着用させることを徹底する。
 ・作業床端、開口部、のり肩等の周辺には集積しないこと。

IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

① 作業方法及び順序の周知

・墜落制止用器具（安全帯）の着用など、作業方法、作業手順を周知徹底する。

② 墜落防止設備の設置、使用

・親綱等の墜落防止設備を設置、使用し、安全な足場環境を整備する。
 ・特に足場の組立て等作業時における墜落制止用器具（安全帯）の掛替え時の墜落防止対策として「墜落制止用器具（安全帯）の二丁掛」を基本とする。

③ 安全通路の設定、周知徹底

・作業員が安全に移動できる通路を確保する。

④ 「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守

・ライフライン設置、特別教育の実施等を遵守する。

【墜落制止用器具の使用】



V. 地下埋設物の損傷事故防止

① 事前調査、試掘の実施

・作業に先立ち図面等の照会を必ず行う。
 ・試掘は作業手順書を作成し実施する。
 ・作業員にチェックリスト等を用いて留意事項を指導する。

② 目印表示、作業員への周知

・目印表示等による埋設位置の明示を行う。

③ 監視員の配置

・必要に応じて監視員を配置する。

【試掘による確認】



VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

① 適切な交通誘導

・交通誘導員を適切に配置し、事前に具体的な誘導方法、合図等を確認する。

② 交通関係法令の遵守

・交通関係法令を遵守し、安全運転に努めること。

③ 運搬物の安定性の確保

・積荷の固縛措置が十分であるか確認する等、出発前に入念な対策を講じておくこと。

【積荷の適切な固縛】



VII. 事故防止

① 基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施

④ 適正な工程管理

② 安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討

⑤ 交通安全管理

③ 作業員に対する安全教育

【工事現場出入口の交通事故防止】

※「VII.事故防止」の重点的安全対策として実施すべき内容は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、必要に応じて厳しい措置を行うこととする。

関東地方整備局ホームページへ管内で発生した工事事故の事例を掲載しています

工事事故事例について：<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000014.html>

[国土交通省関東地方整備局ホームページ ➤ 技術情報 ➤ 工事の安全対策]

工事事故 事例集

令和7年4月から令和8年3月までに発生した事故の事例を発生形態別に分類した事例集です。

類似事故を防止するため安全教育資料としてご活用下さい。

なお、本事例集で紹介している再発防止策は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。

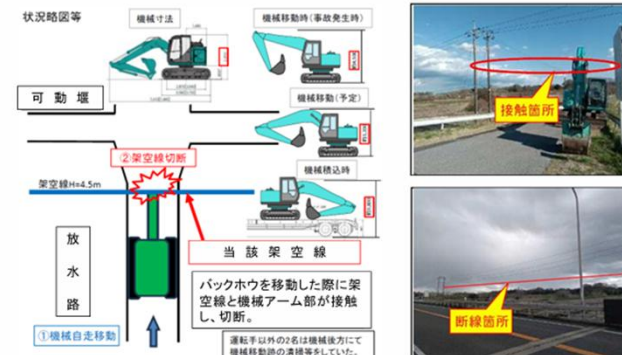
関東地方整備局 企画部 技術調査課

公衆損害（架空線・標識等損傷）

▶バックホウを現場から搬出する際に、架空線（テレビケーブル）を損傷させてしまった事例です。
建設機械のアームをあげたまま移動しないことを周知徹底するとともに、工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち調査を行い管理者に確認する等、細心の注意を払っていただくようお願いいたします。

事故事例（令和7年4月発生）

- ◆0.45m3のバックホウを現場から搬出する際に、回送場まで自走移動していたところ、架空線（テレビケーブル）に接触し断線させた
- ◆被害の程度：架空線(テレビケーブル)1本切断 ※近隣2軒：約4時間テレビ・インターネット使用不可



発生要因

- 運転者の判断で他2名に機械移動跡清掃を指示し、誘導員を配置せず1人で機械移動をしてしまった。
- 坂路走行時アームの高さを把握せず走行した。
- 架空線が存在していたことは確認していたが、高さの確認を怠っていた。
- 作業計画では架空線についての打合せをしたが、KYの際記載が抜けていた。
- 回送場所の指示が不明確であった。

再発防止策 ※

- 一般者の立ち入る箇所では重機を稼働する時は、誘導員を配置する。
- 重機運転手及び誘導員は、架空線やアーム高さを確認する。
- 重機回送ルート上の架空線の高さを確認し、のぼり旗を設置する。
- 作業計画に基づいた下請のKYについて、元請も確認する。
- 作業計画書等により回送場所を明確に示す。

※ここで記載している「再発防止策」は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。

発生した事故の一部の事例について、発生事象や発生原因、本来とるべきと考えられた行動、事故を受けて立案された再発防止策等を紹介しています。

工事の安全確保関係 関東地方整備局HPの紹介

重点的安全対策

国土交通省関東地方整備局
関東の川、みち、港、空港、まちづくりに関するポータルサイト

[ホーム](#)
[河川](#)
[道路](#)
[港・空港](#)
[都市・公園](#)
[建設産業](#)
[営繕](#)
[用地](#)
[DX・i-Con.](#)

ホーム > 技術情報 > 工事の安全対策 > 工事の安全対策

令和8年度 重点的安全対策 (令和8年3月策定)

(令和8年度新規・変更)

工事故を防止するため、特に以下の事故発生形態を重点的安全対策事故発生形態とし、重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこととする。

また、重点的安全対策事故発生形態に該当しない作業であっても、リスクアセスメントを適切に行い、重大事故につながる危険要因を排除することにより、工事故防止に努めることとする。

令和7年度(2月末現在)の工事故発生件数は前年度同月末の件数(23件)と比較して1.7倍に増加し40件発生しており、特に「架空線等上空施設の損傷事故」が11件と多発している。また、労働災害では2件の死亡事故が発生するなど、憂慮すべき状況である。事故の発生原因として、重点的安全対策として定めている、基本的な安全対策の遵守不足や作業計画・施工手順の検討・周知徹底が不足等を要因とした事故が多い。

よって、改めて作業計画・施工手順を現場作業員一人一人への周知徹底を行うなど安全施工に対する基本的な事項を徹底することが重要である。

なお、「VII.事故防止の重点的安全対策として実施すべき内容は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、厳しい措置を行うこととする。

技術情報

公共工事に関する共通仕様書や工事安全対策、新技術など様々な情報のご案内です。

工事の安全対策

重点的安全対策

[令和8年度 工事故防止「重点的安全対策」\(PDF:1.4MB\)](#)
【関東版重点】 <令和8年3月策定>

工事故事例及び発生状況

工事故事例

工事故発生状況 (速報値)

工事故防止強化月間

[令和7年度 工事故防止強化月間 \(11月\) \(PDF:96KB\)](#)

[「工事故防止強化月間」チラシ \(R7.10末時点\) \(PDF:350KB\)](#)
[工事故の現状と対策について \(R7.10末時点\) \(PDF:3.4MB\)](#)

セーフティサポートニュース

関東地方整備局発注の工事現場における事故防止に関する取り組みや、安全パトロールによる点検結果、盗難情報などを幅広く紹介していきます。

- [セーフティサポートニュース Vol.24\(R8.3\)\(PDF:1.4MB\)](#)
- [セーフティサポートニュース Vol.23\(R7.12\)\(PDF:2.5MB\)](#)
- [セーフティサポートニュース Vol.22\(R7.8\)\(PDF:1.3MB\)](#)
- [セーフティサポートニュース Vol.21\(R7.4\)\(PDF:905KB\)](#)

過去のセーフティサポートニュース

工事故発生状況

令和8年度 関東地方整備局管内 工事故(速報)の情報提供について

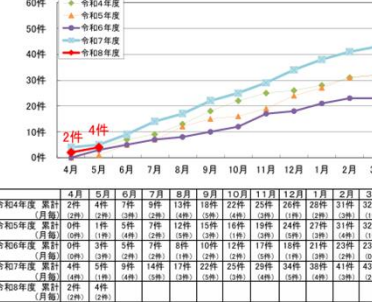
工事の安全管理には、日頃から万全を期して実施いただいているところで、現在の工事故(速報)についてお知らせ致します。

●工事故発生状況(令和8年5月31日現在速報値)

1. 月毎工事故発生件数(R8.5.1~5.31)	2件
2. 令和8年度累計工事故発生件数	4件 (前年同月比+1件)
3. 令和8年度累計死亡者数・負傷者数	死亡者数: 0人 負傷者数: 2人

※速報値のため、後日変更となる場合があります。

●工事故件数の推移



工事故防止強化月間

国土交通省 関東地方整備局

令和7年度 工事故防止強化月間
実施期間：令和7年11月1日～11月30日

取り組み内容

- 安全協議会等の開催
- 現場の安全総点検、パトロールの実施
- 安全管理・事故防止に関する啓発活動

【関東地方整備局管内 工事故発生状況】

- 令和7年10月末時点の工事故発生件数は**24件**
(対前年度比で**1.2倍増加!**)
- 工関係者が死亡する**重大事故が1件発生**
- 公衆損害事故(特に「**架空線・標識等損傷**」)が多発

ホームページでは工事故の発生件数や事故事例など各種安全関係の資料を掲載しています。
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html>

問合せ先：国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術調査課 安全施工担当
☎ 048-600-1332 (ダイヤルイン)

工事故 事例集

工事故 事例集

令和7年4月から令和8年3月までに発生した事故の事例を発生形態別に分類した事例集です。

類似事故を防止するため安全教育資料としてご利用下さい。

なお、本事例集で紹介している再発防止策は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。

関東地方整備局 企画部 技術調査課

セーフティサポートニュース

Vol.24 <2026年3月発行>

SAFETY SUPPORT NEWS

Contents

- 令和7年度工事故発生状況(速報値)
- 工事故の事例紹介

過去4年間の工事故発生状況(令和7年度は速報値)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度	2	4	7	9	13	16	23	26	28	31	32	
令和5年度	0	1	5	7	12	15	16	19	24	27	31	32
令和6年度	0	1	4	8	28	33	33	33	33	33	33	33
令和7年度	4	5	9	14	17	22	25	29	34	38	41	43
令和8年度	2	4										40

Topics

- 令和8年2月末現在の工事故発生件数は40件(速報値)となっており、前年比で+17%、直近4カ年度の同月と比較して最も多いペースで推移しています。
- 次ページにて、発生形態別の事故発生件数を掲載していますが、どのような場面で事故が起きやすいのか、発生傾向についてもご確認いただくと幸いです。

1
Safety Support News Safety Support News Safety Support News Safety Support News

【URL】 <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html>

安全対策の取り組み(安全協議会・安全パトロールの実施)

■工事事故防止強化月間(11月)

○目的

工事稼働現場が多くなる時期において、安全対策の取組みを強化することにより、安全意識を高め、工事事故を防止することを目的

○対象期間

11月1日～11月30日

○実施内容

① 安全協議会等の開催

- ・「重点的安全対策」等を説明し、周知徹底
- ・外部機関等を活用した講習会等を併せて行い、安全に対する注意喚起を図る

② 現場の安全総点検・パトロール

- ・必要に応じ、管内の労働基準監督署に協力要請し、合同で実施する
- ・低入札工事の現場については、パトロール等を重点的に実施

③ 啓発活動

- ・「重点的安全対策」の啓発
- ・工事事故事例集(本局作成)を工事関係者に配布



施工業者の対策事例発表

国土交通省 関東地方整備局

令和7年度 工事事故防止強化月間
実施期間：令和7年11月1日～11月30日

取り組み内容

- 安全協議会等の開催
- 現場の安全総点検、パトロールの実施
- 安全管理・事故防止に関する啓発活動

【関東地方整備局管内 工事事故発生状況】

- ◆ 令和7年10月末時点の工事事故発生件数は **24件**
(対前年度比で **12件増加!**)
- ◆ 工事関係者が死亡する **重大事故が1件発生**
- ◆ 公衆損害事故(特に「**架空線・標識等損傷**」)が多発

ホームページでは工事事故の発生件数や事故事例など
各種安全関係の資料を掲載しています。
<http://www.ktr.mlit.go.jp/qiyutu/index0000013.html>



問合せ先：国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術調査課 安全施工担当

☎ 048-600-1332 (ダイヤルイン)

「土木工事電子書類スリム化ガイド(ver.4.1)」のポイント

■目的

工事書類を必要最小限にスリム化し、受発注者の作成書類の役割分担明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用により工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ること

■適用

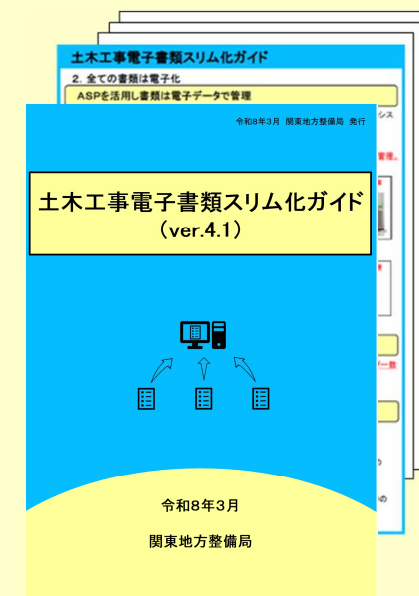
令和8年4月1日以降の関東地方整備局発注工事（港湾空港関係、営繕関係を除く）

■ポイント

- ✓ 工事着手前の設計審査会において、発注者から受注者へスリム化ガイドの説明を実施する。(P4)
- ✓ スリム化ガイド等に反する指摘等を受けた場合は、スリム化ガイドを発注者等へ提示し共通認識を得る。(P2)
- ✓ 設計審査会(工事着手前)の開催し、受発注者が作成すべき書類を明確化し役割分担を徹底、改善要望が多かった「ワンデーレスポンス」、「設計図書の見直し」、「施工体制台帳」「工事打合せ簿」「ウィークリースタンス」等についても、引き続き周知徹底を図ります。(p4、p6、p7、p8、p9、p10、p11)
- ✓ コリンズ(CORINS)登録・・・「登録内容確認システム」の活用による運用方法の見直し。(p3)
- ✓ 週間工程表・・・工場製作中などで現場作業が無い場合は作成不要とする旨を追記。(p16)
- ✓ 産業廃棄物管理表(マニフェスト)・・・マニフェストは電子マニフェストでも可であることを明記。(p17)

■主なバージョンアップ箇所

- ✓ 施工体制台帳①・・・施工体制台帳に添付を必要とする書類で、雇用関係を証明できる資料名を修正。
- ✓ 施工体制台帳③・・・施工体系図の様式例を追記。



※「土木工事電子書類スリム化ガイド」、「土木工事電子書類作成マニュアル」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。
ホームページアドレス <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>

工事検査は「書類限定検査」を標準とし、10書類に限定して検査

- 完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査職員の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る。
- 10種類以外の追加書類を求める必要がある場合は検査通知前に受注者に通知すること。

【対象工事】

全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）について実施。

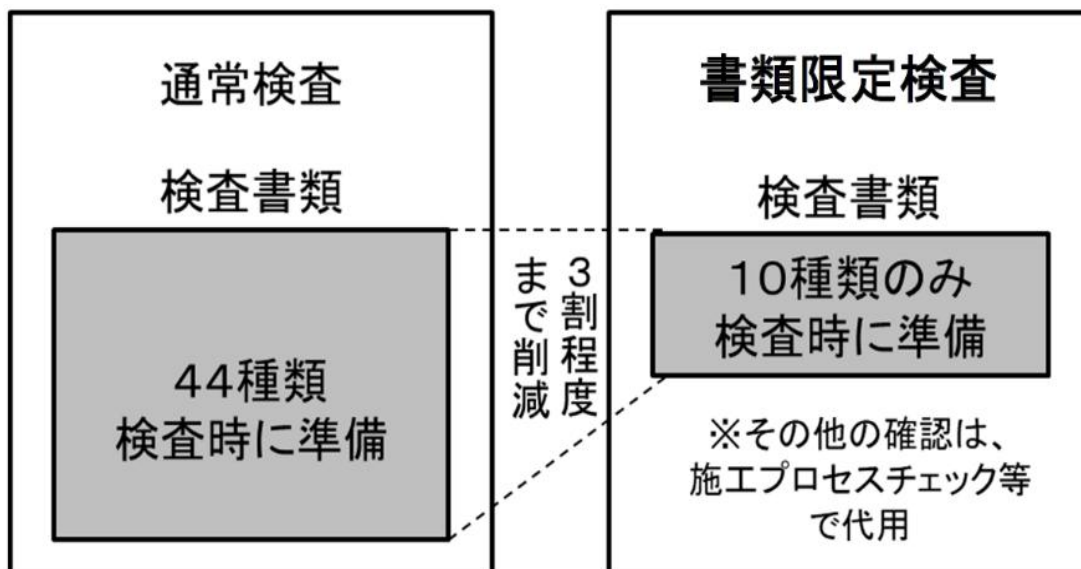
※以下の工事については対象外

- ・「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
- ・施工中、監督職員により文書等により改善指示を发出された工事

【必要書類】

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を実施。

①施工計画書	⑥品質規格証明資料
②施工体制台帳 (下請引取検査書類を含む)	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧品質管理図表
④工事打合せ簿(承諾)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(提出)	⑩工事写真



書類限定検査のイメージ

参考_工事検査「遠隔臨場」を活用

■ 書面検査

- ・情報共有システム(ASP)に登録されている工事書類は、WebTV会議システムの機能等を活用して内容を確認
- ・紙のみの書類は、Webカメラ等により撮影して提示

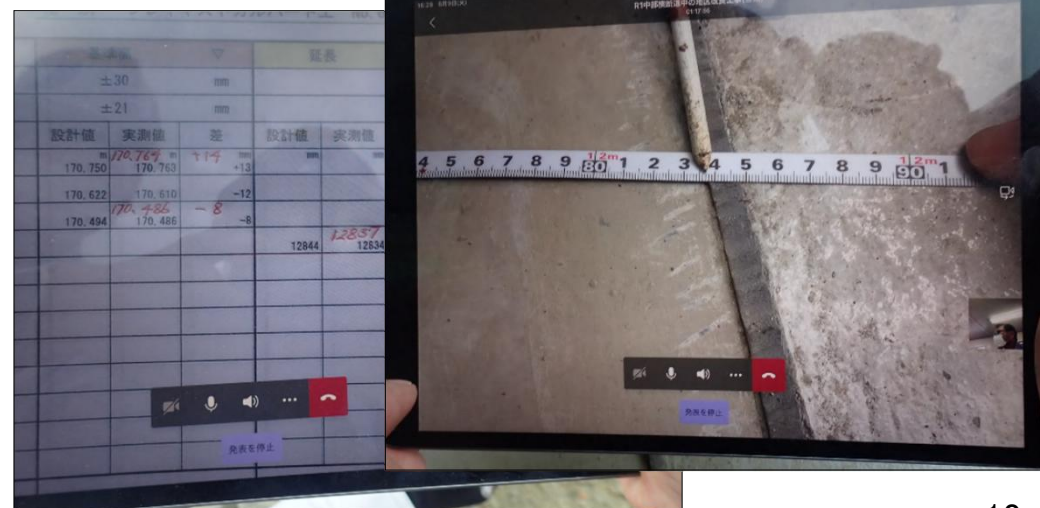
■ 実地検査

- ・タブレットカメラの映像やスマートグラスによる目線映像をリアルタイムで確認

【書面検査】

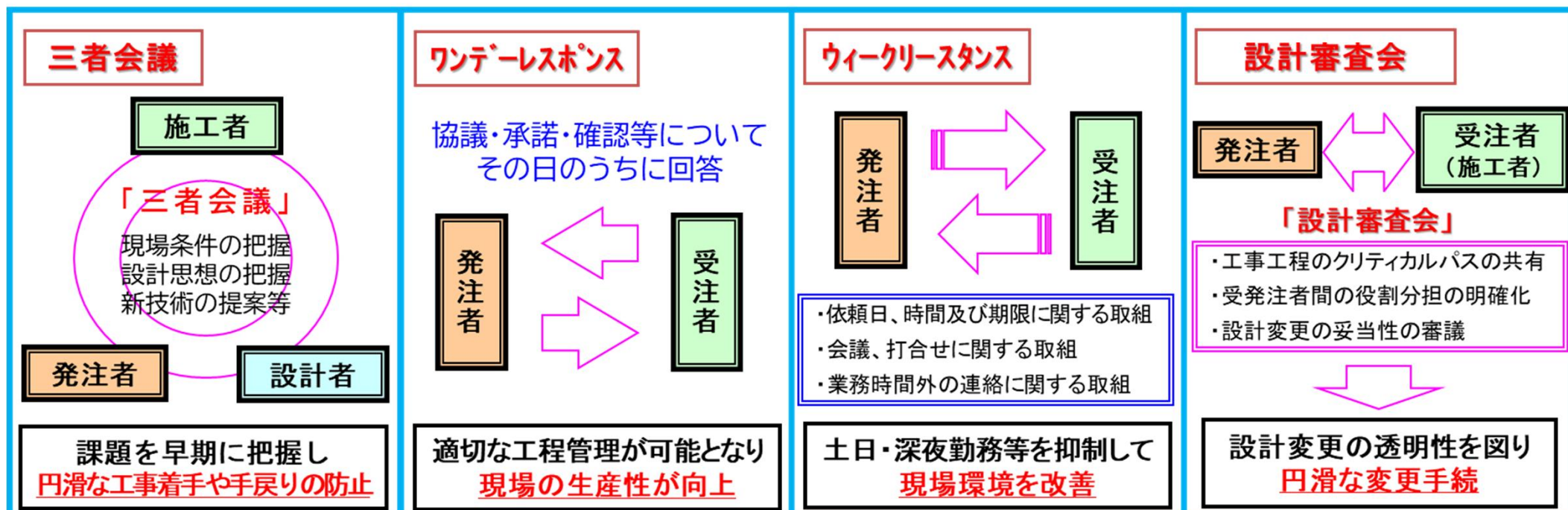


【実地検査】



参考_受発注者間の業務効率化に向けた取り組み

工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するための取組を整備
受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施



受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施

構造物を主体とする工事などを中心に実施。また、当初対象にしていなくても、施工中に現場条件が大きく変化した場合や受注者からの申し出による開催も可。

原則、全ての工事・業務が対象

原則、全ての工事・業務が対象

原則、全ての工事が対象
(簡易な工事は除く)